

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第38号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(12)の3 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td style="text-align: center;">一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(12)の3 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(12)の3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td style="text-align: center;">一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(12)の3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間	略	
略													
(12)の3 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間												
略													
略													
(12)の3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間												
略													

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に</p>

掲げる期間とする。

略	
(12)の3 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でのその都度必要と認める期間
略	

掲げる期間とする。

略	
(12)の3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でのその都度必要と認める期間
略	

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。